事になるのである。

図－4に伊予灘海域における結晶片岩の分布が示してあるが、①、②で示したように断層海岸であるから、それは結晶片岩沿いに中央構造線が通っておらなければならないのである。これによっても、伊予灘沖合に見られる伊予灘層や、そこに見られる断層が中央構造線であり得ないのである。この事からも、国側（被告）主張する「原発・敷地沖合5～8㎞に中央構造線がある」というものは崩れ去るのである。

右明らかにしたように、国側は中央構造線の位置推定に重大な誤りがある。（被告答弁書P8）は、「地震、地すべり、断層に関する事項が原子炉の立地の適合性の判断に際して重要な要因である」と認めているのであるが、国側の主張する「5～8㎞沖合にある中央構造線」が誤りである事が明白になった今、誤りをもとになした二号炉設置許可処分は取り消さなければならない。

詳しい求釈明は後日行うが、とりあえず次の釈明を求める。

1. 本件審査に使用した第一回目の音波探査資料、1.No.1から1.No.6までのすべての資料を示せ。（以上）

内田教授のけなげな抵抗
「原子炉は溶けていない」

4月10日付の共同通信記事は、米国エネルギー省の委託研究で、スリーマイル島（TMI）原発2号炉の炉心が20％も溶けていたことが判明した、と報じた。これまでの原告住民側の主張の正しさが、最終的に確認されたのである。

この報道に対して、伊方1号炉を審査した安全審査会の会長であった内田秀雄教授は、NHKテレビのインタビューで、次のように語っていた。「溶けたといっても、その記事も伝えているように、原子炉容器は何ともなかったのですから問題ではありません」と。

国側は法廷で、「TMI事故の原因は、とんでもない運転員のミスであり、伊方原発と関係ない」と主張し続けてきた。しかし、元審査会長としては、そんな見えすいたゴマカシでは、いさぎよしとしなかったに違いない。たとえ"首の皮1枚"であっても、「絶対起こらない」との法廷での主張を、つらぬき通したかったのであろう。

会計報告（'85. 4. 1～4. 30）

収　入	
会　費	84,000
ニュース購読料	100,750
「判決」売上金	42,500
コピー代金	4,000
計	181,250
支　出	
ニュース印刷代	81,000
振替手数料	900
郵送料	10,970
資料費	6,500
事務用品費	3,500
上告理由書作成援助費	184,958
ゼロックス・リース料	14,300
コピー料金	15,370
計	267,498 円
差　引	ー 86,248 円
積立金合計	1,046,203 円

伊方訴訟ニュース

第141号

1985年 5月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先；〒530 大阪市北区天満 4－9－15第一神明ビル 藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112口座 大阪3－48780

予想外のコンクリートひび割れの進行
伊方1号炉でも一昨年から

昨年12月、中国電力島根原発1号炉で、原子炉建屋とタービン建屋の天井から、雨漏りしていることが労働者の内部告発で明るみに出た。ついで今年の2月、福井新聞は、関西電力美浜2号炉で、一昨年の6月、補助建屋にひび割れが生じていることが発見されていたことと、営業運転に入ったばかりの高浜3号炉を除く合計7基の関西電力の全原発で、原子炉建屋や補助建屋のコンクリート壁に、同じひび割れが生じていることとを報じた。さらに共同通信の調査で、それ以外にも、全国で計8基で、同様のひび割れが発生していることが判明した。

その中には伊方原発は入っていないが、さる3月9日の愛媛県議会で社会党の梅崎県議が、一昨年10月から12月にかけて、伊方1号炉で行われた外壁の大がかりな改修工事も、ひび割れ対策でなかったのか、と質問した。これに対し県は「ひび割れではなく、表面が腐食したので防止の塗装をしたと聞いている」と、苦しい言い訳をしたという（「南海日日」、3月21日号）。当時、四電が「コンクリート建屋が汚れたので塗装している」と答えたこととのつじつま合せと考えられ、ひび割れ対策であったことは間違いなさそうである。

こうしたひび割れの原因について関西電力などでは、「コンクリートからしみ込んだ塩分でサビた鉄筋が膨張し、その力でコンクリートにひびが入った」と説明し、コンクリート砂中の塩分による「アルカリ骨材反応」ではないとしている。いずれにしても、表面にごまかしのペンキ塗りをやったところで、ひび割れの進行を防げないことは他の建造物で証明ずみである。

また外部からだけでなく、原発内部での「塩害」の進行も、海岸立地のわが国の原発では不可避であり、伊方はじめ各地の原発は、こんご、思いがけない老化の促進に悩まされ、それにつれて危険性も増大することであろう。

2号炉第23回公判

5月24日（金）午前10時

松山地裁大法廷

前回にひき続き、伊方原発沖直下を通ると予想されている大活断層ー中央構造線の位置の推定を中心に、原告住民側からの書面提出と、国側への追及が展開される予定。奮斗する原告らに支援を！

2 号 炉 訴 訟

原告準備書面

1985年2月8日提出（その2）

㈣　国側の5～8㎞沖合説に対する反論

国側は、伊方原発の沖合５～８㎞付近（巾を3㎞ももたしている）に中央構造線が通っていると主張している。我々原告の主張する、原発直下（敷地前面海域）と大きく食い違っている。前記㈠、㈡、㈢の項目により、中央構造線の北側と南側では、地質がどれ程違っているか明らかになったと思うし、又、どの地層がどちら側に属するも明らかになっている。これらを用いて、被告主張の「沖合５～８㎞」に対する反論をする。

①（甲十二証四、図－４、図－５）の説明

（編集部注、３頁の図の下部は図－４、上部は図－５に相当、ただし約⅓縮尺）

①－１　図－４の説明

これは、電力中央研究報告書（佐田岬半島北岸海域の地質構造－音波探査による海底地質の考察－）の中にある図－２及び図－３、図－６及び図－７を合成した三崎半島海底地形図である。同じものが乙第三号Ｐ66に記載されている。

その地形図上に、各地質に応じて色分けをした。（注、３頁の図では、以下のカッコ内に書いたように線で表示）沖積層、洪積層は、海域の大部分をおおっているので着色はしていない。緑色（斜線）は三波帯、オレンジ色（点線）は伊予灘層（郡中層と同じ）、水色（横線）は和泉層群である。紫色（塗りつぶし）は安山岩。又、太い赤線（黒線）は中央構造線を示し、細い赤線（黒線）は他の断層を示す。原発所在地は、赤（黒）の×印を付けた。

又、番号（２No.１～２No.18、３No.１～３No.13）の付いた沢山のたての線は、船による音波探査の航跡である。つまり、音波探査を実施しながら船を走らした跡を線であらわし、番号を付けている。

①－２　図－５の説明

これも、電力中央研究所報告書の中にある、音波探査記録による海底下の地層を記録断面図としたものを転写した。それぞれの番号は、図－４の番号と対比しており、同じ場所の海底地層を示している。着色は、図－４と同じ色合いである。

それぞれの地質断面図中にあるＳ，Ｃ，Ｔ，ＦＬＴ，は、緑色片岩、和泉層群、伊予灘層（郡中層に相当）、断層である。着色以外に原告がした事は、図－２と図－３をつなぎ合わせた事。乙第三号証の二、Ｐ67にある代表地質断面図にあるように、２-No.2，２-No.2続きなどと、一本の調査線を２つあるいは３つに分割されているものを、一つにつなぎ合わせ見やすくした点である。

又、図－４において、５㎞は2.9㎝（注、３頁の図では0.8㎝）で表わされており、従って１㎞は5.8㎜である。この事は、後で中央構造線の位置を明らかにする時に必要なものであり留意されたい。

②　図－４と図－５とを比較考察してゆくと次の点が明らかになる。

②－１　もう一度、図－Ⅰ（注、図－Ⅰ、図－Ⅱは前号参照）を見てもらいたい。四国においては、和泉層群と三波川帯を分ける中央構造線が通っている。四国島においては、大部分が、そのような地質形態になっており、

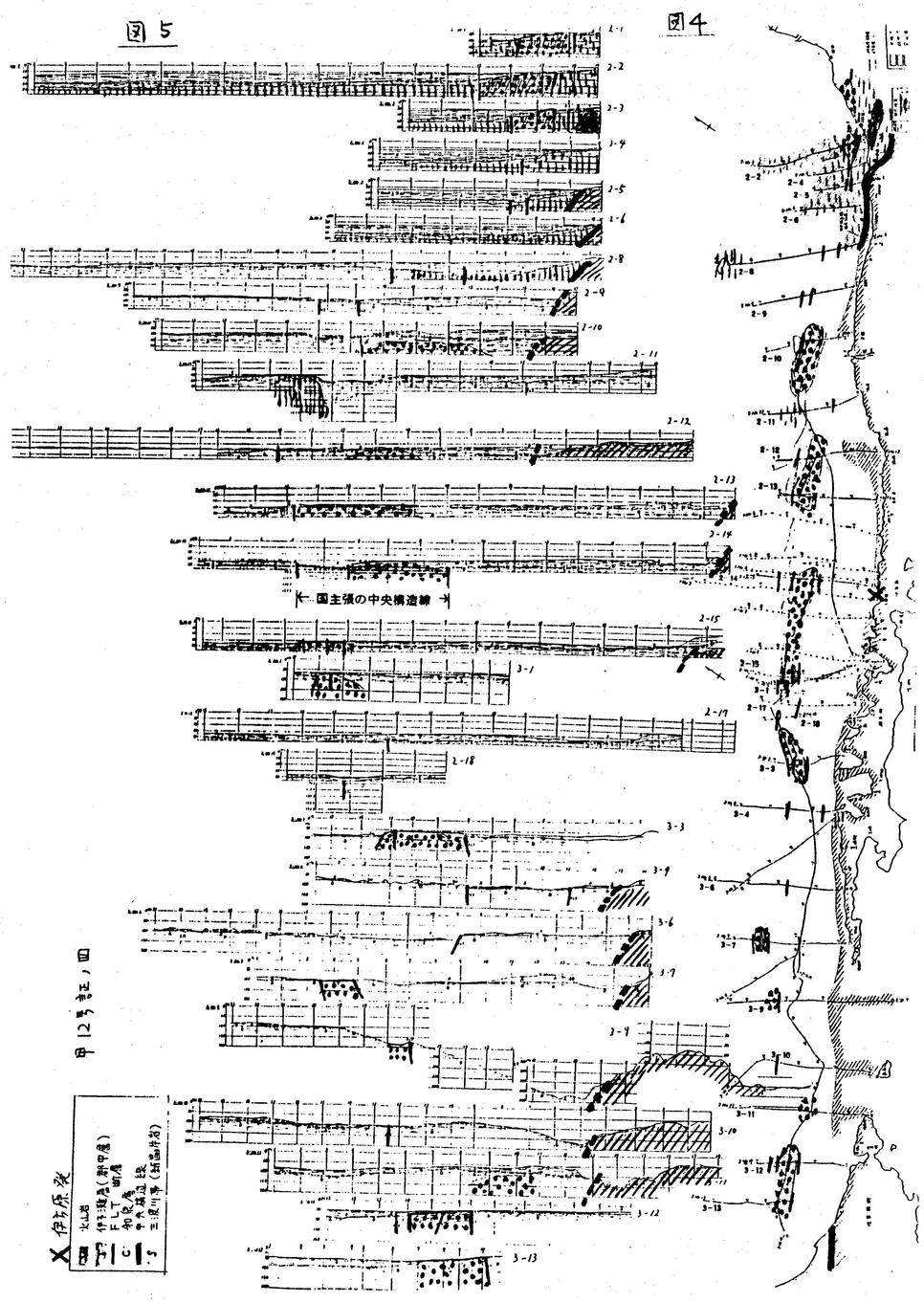

図－Ⅱの四国西部の地質説明図を見ても、中央構造線が両者地層を断じているのがわかる。

②－2　その中央構造線は、図－Ⅱにおいて、上灘から伊予灘に入り込み海中に姿を消しているが、決して断層はなくなったわけではないのであり、それは、九州東部において再び陸上に姿を表わしているのである。この海底においての中央構造線が本準備書面においての争点なのである。

②－3　図－4の 2.No.1，2.No.2，2.No.3，2.No.4を見てほしい。これは、図－5における2.No.1，2.No.2，2.No.3，2.No.4 の海底地質断面図を、図－4の各調査線上に書き加え着色したものである。これを見ると、海域において、まだ和泉層群（水色）と三波川帯（緑色）の境は見い出されず、陸上部において、和泉層群と三波川帯の境（中央構造線）が見られる（太い赤線部分）。

細い赤線で示されている断層は、図－Ⅱにおける伊予断層の延長であるか、陸上における郡中層と和泉層群とが接する破砕帯をともなう断層であろう。まだ中央構造線は見い出されず、ただ領家帯（西南日本内帯）中の断層にすぎないのである。

②－4　図－4の2.No.5

図－5、2.No.5において初めてSで表わされる三波川帯（結晶片岩）とCで表わされる和泉層群（堆積岩）とが確められ、中央構造線の位直が明らかになった。中央構造線は海岸から、わずか500 mくらいの所を通っているのである。

沖合に2本の断層が見られるが、これは、2.No.1～2.No.4に見られる断層の続きであろうと、図－4から容易に推定される。つまり中央構造線ではないのである。

②－5　図－4の2.No.6

図－5、2.No.6において、中央構造線の位置は、海岸から500 mくらいの位置で確認されており、これは、2.No.5の続きである。

又、＃6.4～＃8.3付近まで凹凸地形になっているのが見られる。ここに断層は示されていないが、何らかの力が加わった事は推測され、2.No.5の沖合の断層があるところの凹地形を鑑みると、2.No.1～2.No.5へと続く一連の断層に続く地形的変化であると思われる。（＃とは、図－5において各地層図に記している番号1.2.3.…… 10.11.12 であり1と2の間なら＃1.5と表わす。＃1から＃2までの間かくは500 mである。例えば、2.No.1では、右側に1.2.3.4.5と番号を記してある。つまりこの長さは、＃1.8、＃3.9と表わされる。これは、図－4の調査線（船による音波探査実施の航跡）にも表わされている。例えば2.No.2において、1.5.10と5目盛ごとに記されている。やはり5と10は5×500 mで2,500 m、10×500 mで5,000 mである。図－4、2.No.2の＃5の場所は、図－5、2.No.2の＃5の場所と同一場所である。場所を示すために記している番号であるが、転写をしたためか大へん見にくくなっている）。

②－6　図－4、2No.8

図－5、2No.8において、やはり中央構造線は、＃2付近に存在し、明確に領家帯（和泉層群）と三波川帯（結晶片岩）を断じている。図－4において、2.No.5から2.No.8を見ると、中央構造線は海岸沿いに通っており、海岸線の直線状と対応しているのである。

中央構造線から北側の海域を見てみると、

和泉層群（領家帯）が青島にむかって広がっている。途中に厚い推積物（砂など）があり、岩盤は見い出されないが、青島にて和泉層群が見い出される。図－Ⅱ、及び図－4の色分けした地質図を見ると、上灘から郡中付近にある和泉層群が海域においても分布している事を示しているのであり、又、郡中層（領家帯）も同じづある。図－Ⅰの、四国における和泉層群の分布を見ても、この事は判断出来る事である。

2.No.8の＃5.4、＃8付近に断層があるが、これは先に述べた調査線（2.No.1～2.No.6）の断層に関連があろう事は、図－4を見れば想像はつく。これは中央構造線ではないのである。

②－7　図－4、2.No.9

これを見ると、三波川帯の結晶片岩の分布は示されているが、和泉層群との境が明らかにされていない。厚い推積物に海底がおおわれており、領家帯側（和泉層群や郡中層）の岩盤が見い出されないのであろうが、これにより中央構造線が消えたのではない。三波川帯（結晶片岩）と領家帯（和泉層群や郡中層＝海域において伊予灘層）との間は、あくまでも中央構造線であり、結晶片岩（三波川帯）が海底下深くで領家帯に接しているのは事実であり、この音波探査には出てないだけの事である。

図－5の2.No.9で＃7.7、＃9.2に断層が見られるが、これも図－4と関連づけると中央構造線でない事は明らかである。

②－8　図－4、2.No.10

三波川帯（結晶片岩）はやはり海岸近くに分布している。又、＃3.6付近から＃7.6付近まで、オレンジ色で示したT層（伊予灘層と呼ばれているが陸上においての郡中層であり、領家帯に属するもの）が分布している。

中央構造線の位置は示されていないが、四国における中央構造線の定義、領家帯と三波川帯との境である断層であれば、領家帯とされる伊予灘層（T）と三波川帯（S）の間に中央構造線は推定されるべきものである。

図－5、2.No.10付近に断層が見られるが、これは伊予灘層（領家帯）南側に位置する断層である。つまり、領家帯中の断層であり中央構造線から関連づけて、図－4に示したごとく、一連の断層であろうと推測出来る。

②－9　図－4、2No.11

＃11.2付近に断層が見られる。この断層の下が示されていないので岩種は不明であるが、図－4の結晶片岩の分布を見ると、2.No.10の＃2.5の2.No.12の＃6とが結晶片岩の境であり、それらを延長すると、まさしく2.No.11の＃11.2に来るのである。推積物が厚く存在して三波川帯（結晶片岩）が見い出されないとしても、前後の調査線により容易に推定出来る。そこに断層があるとなると、これは中央構造線と考えなくてはならなくなるのである。この事は②－8の2.No.10で示した中央構造線の推定位置（＃2.5～＃3.5）の延長を考えれば、そのようになるのである。

②－10　図－4、2.No.12.、2.No.13

図－5、2.No.12、2.No.13において、それぞれ＃6、＃1.5付近に三波川帯の北端が見られる。2.No.12、＃9.6から＃12付近、2.No.13、＃11から＃14.7付近まで、それぞれ領家帯に含まれる伊予灘層が分布している。

2.No.12の＃14.1と2.No.13の＃14.7付近に断層が見られるが、これは領家帯に含まれる断層であり、中央構造線であり得ない。また図－4を見ると、一連の断層の続きであろうと推測される。

②－11　図－4、2.No.14

伊方原発直下から前面海域を調査している重要な調査線である。国側は、この沖合5～8㎞に中央構造線がある旨主張している。国側の示す5～8㎞には原告が矢印を入れている。

図－5、2.No.14において、結晶片岩は、原発直下の海底下にしか分布を見せておらない。また沖合の＃8.8、＃5.7の断層に、はさまれたT層（伊予灘層＝郡中層＝領家帯）が分布している。その沖合には＃4.1付近にも断層が見られる。国側の主張によれば、5～8㎞沖合にあるのだから、この＃8.8、＃5.7、＃4.1の断層のどれかが中央構造線であろうというのである。

しかし、原告側が明らかにしたように、この伊予灘層と云うものは、陸上において郡中層にされているのである。（甲十二証ノ一、P57、9行～10行）を参照すれば、前記の地層が領家帯に含まれることは明白なのである。つまり、中央構造線は領家帯（伊予灘層）には存在しないのである。であるから伊予灘層の北側にある＃4.1、＃5.7の断層は中央構造線であり得ないのであり、国側の主張するところの5～8㎞説は崩れ去るのである。

2.No.14（図－5）の地質断面図の意味するところは、伊灘層が分布しており、＃4.1、＃5.7、＃8.8の各断層の存在を示すだけであり、図－4（2.No.1～2.No.13）で示したように、中央構造線の北側に分布する一連の断層であろうと推測されるものである。

又、中央構造線は、領家帯と三波川帯との接する所であるから、2.No.14のS層（結晶片岩）が海底下に没した延長上の何処かで領家帯の岩盤と接するはずで、そこが中央構造線である。それは前記したごとく原発敷地より5㎞以上沖ではなく、それより、原発に近いのである。また図－4で示すように、中央構造線が結晶片岩（緑色）の境沿いに走っている事等を考えれば、2.No.14の調査線上でも、原発前面海域のごく近い所を中央構造線が通っていると推定されるのである。

云えば、「中央構造線は、原発直下の海底から沖合5㎞までの何処かに通っているのであり、周辺の調査（音波探査）線から鑑みるとき、それは原発敷地すぐ近くの海底下にあると推定されるのである」。そして、国側の主張する「5～8㎞沖合説」は崩れ去るのである。

②－12　図－4、2.No.15、2.No.16、2.No.17、2.No.18

図－5、2.No.15の＃4.4から＃6.2までにT層（伊予灘層）が見られ、その中に3本の断層が走っているが、これは、2.No.14の伊予灘層の続きであろう（図－4、2.No.14～2.No.16まで参照）。

2.No.16、2.No.17、2.No.18の、それぞれ＃6.7（＃13.4、＃16.3）＃4.2付近に断層が見られるが、図－4を見較べれば、それらが一連の関係にあるのはよくわかる。

②－13　図－4の3.No.3

図－5の＃8.1と＃11.3の断層の間に伊予灘層があり、＃10.7付近にも断層がある。図－4を見ると、前記したものの関連であることがわかる。

②－14　図－4、3.No.4

図－5、3.No.4を見ると、＃7、＃11.1付近に断層が見える。＃11.1付近の断層の下部がどの地層に入っているのか、この図からはわからないが、前述した中央構造線が三波川帯（結晶片岩）である海岸線のごく近くを通る事を考えれば、この断層であるかも知れない可能性がある。

＃7の断層は、図－4で追ってゆくとわかる通り、中央構造線ではない。

②－15　図－4、3.No.5、3.No.6、3.No.7
3.No.8、3.No.9、3.No.10、3.No.11

それぞれ断層が見られ、ところどころ伊予灘層が分布していることが見られる。しかし、図－4において2.No.1～3.No.10までをたどってゆくと、2.No.1からはじまる一連の断層の続きであり、特に中央構造線に関連づけさせるものはない。中央構造線はこれらより南側、三崎半島沿いに通っていると推測される。

②－16　図－4 3.No.12、3.No.13

図－5 3.No.12において＃6.9、＃10.7付近に断層があり、又、伊予灘層が認められる。図－4の海岸線に結晶片岩が分布しており、その間の海域のどこかに中央構造線が通っていると考えられる。又、佐賀関に上陸している中央構造線の位置を考えると、3.No.12、3.No.13に表わされている伊予灘層より南側にある事が推測される。

(五)　中央構造線の位置、地質関係と海岸線との関係

(四)において電力中央研究所報告書の音波探査による海底地質断面図をもとに中央構造線の位置を推定し、国側の主張する「原発沖合5～8㎞に中央構造線がある」という事に対する反論をし、いかにその主張が間違っているかを明白にした。次に伊予灘の海岸線に注目し、図－4に表われている地質図を関連づけ中央構造線を考察する。

①　（甲十二号証三、P25～P27）に伊予灘層海岸について記されており（同証P25一行目）に「上灘から長浜までほとんど一直線になっており、その海岸は結晶片岩の山が急な傾斜で海にせまっている」と書かれており（同証P26、12行～P27、7行）において、「これは結晶片岩層と和泉層群とが断層で接していると推定される」とされ、最後に「この直線状の海岸の成因は断層によるものである」と断じているのである。

つまり、この海岸は中央構造線により作られたものである事の説明なのである。図－4を見ると前文の説明のとおりである事がよく解り、沖合に点存する断層が中央構造線でない事が認識される。

②　（甲十二号証ノ六、P6－271）において佐田崎半島が「断層またはたわみによる直線状海岸」と示され、①の断層海岸（直線状）の説明と関連づけると、佐田崎半島が中央構造線により作られた直線状海岸である事は明白になる。又、図－Ⅱを見ると佐田岬半島が直線状であることが認められる。

③　断層海岸であるのだから、それを作った断層は、その海岸線近くを通っておらなければならず、国側の主張する5～8㎞などと云う所を通っているはずがないのである。又、(四)において国側の主張の根拠は崩れ去ったのであり、少なくとも5㎞より南側でなければならず、断層海岸である事を考慮に入れれば、中央構造線は、海岸直下の海底に通っている